

令和8年 第1回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和8年1月26日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 4時00分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 4時45分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東兎玉1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	欠席	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	出席	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	欠席	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	出席	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	欠席	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席： 8名 欠席： 3名 計： 11名  
 農地利用最適化推進委員 出席： 11名 欠席： 0名 計： 11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 藤巻 蓮
9. 会議進行状況

会長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員8人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第1回会議を開きます。  
 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に1番委員並びに2番委員を指名いたします。  
 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議長 第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>3 ページ番号 1 をご覧ください。受人 ○○市○○町○○△△△番地 ○○ ○○ 渡人 ○○町大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字 ○○字○○△△△番 地目田 面積5 2 4 m<sup>2</sup> △△△番 地目田 面積1, 0 4 8 m<sup>2</sup> △△△番 地目田 面積6 6 5 m<sup>2</sup> 計3筆 2, 2 3 7 m<sup>2</sup> 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地6, 9 6 6.9 4 m<sup>2</sup>、借受地0 m<sup>2</sup>、貸付地0 m<sup>2</sup> 取得状況 昭和2 0年1月2 4日 家督相続 平成1 6年1 2月2 5日 相続 昭和2 0年1月2 4日 家督相続 不耕作無 家族数2 従農数3 経態 兼 業 所有機械 トラクター2台、コンバイン2台、乾燥機5台、糶摺り機2台、 すじ切り機1台、肥料まき機1台 位置 農用地区域 自宅から5キロメート ル。</p> <p>4 ページをご覧ください。こちらは○○地区の申請地の場所になります。左上 が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。受人は現在7 4歳で、 米、自家消費用の梅と露地野菜を栽培しています。申請地取得後は米の生産を拡 大していきたいとのことです。申請理由ですが、申請地は渡人の夫が耕作してい ましたが亡くなった後平成2 9年より受人が管理していましたが、今回3条申 請で取得することとなりました。以上番号1の案件になります。ご審議の程よろ しくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法第3条の規定による番号1 審議いたします。7番委員より補足説明が ありましたらお願いいたします。</p>
<p>7番委員</p>	<p>渡人に話を聞いたが、受人に5年ほど耕作してもらっているとのことで、渡人 から所有権移転を提案し売買することとなった。きれいに管理されているので 問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、推進委員東兎玉3番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>推進委員 東兎玉3番</p>	<p>渡人は高齢のため農業はできないとのことです。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよ</p>

	<p>うですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第3条の番号1の案件につきましては許可と議決されました。</p>
議 長	<p>続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8ページをご覧ください。</p> <p>番号1 受人 ○○郡○○町大字○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○市○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目畑 488㎡ 計1筆 488㎡ 取得状況 平成19年10月12日 相続転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 75.66㎡ 2階建仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続。</p> <p>9ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人は現在、夫婦で○○町の借家で暮らしており今年の春に妻が出産の予定で、安定した生活基盤として持ち家を持つことを計画しました。複数台の駐車スペースがとれること、車等の出入りが容易であること、夫婦それぞれの実家との距離と職場への通勤の利便性の良さ、趣味の家庭菜園ができることを条件に複数の土地を検討したところ、選定要件を満たす土地は申請地のみでした。申請地は閑静な集落内にあり、子育てにも最適な場所であるとのこと。接続道路は、北と西に町道があり、北側町道から水道の取り出し及び公共下水道への接続を行う予定です。</p> <p>説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。8番委員から補足説明があればお願いいたします。</p>
8番委員	<p>申請地は家庭菜園として野菜が作られていた。昨年頃より売りに出されていた。受人がいろいろな土地を探す中で紹介してもらったとのこと。</p>
事務局	<p>次に、推進委員東兎玉1番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東兎玉1番	<p>きれいに管理されている。道路より15cm位低い、住宅地であり農地法の許可要件に合致していると思います。</p>
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、許可と決定します。 農地法第5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第5条の番号1の案件につきましては許可と議決されました。</p>
議 長	<p>続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
	<p>10ページをご覧ください。農用地利用集積計画について審議していただき</p>

	<p>ます。農用地利用集積等促進計画とは、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が農地を借り受けたり、貸し付けたりする際に、町が精査して、当該計画（案）を作成し、農業委員会に意見を求めるものです。</p> <p>そのため、本議案では、促進計画（案）のとおり、農地中間管理機構から記載されている耕作者へ配分してよいか、意見照会をいたします。</p> <p>こちらは町が申し出に基づき作成した農用地利用集積計画（案）の概要になります。左から説明させていただきます。今回は再配分と計画案になります。</p> <p>再配分とは耕作者不在になり公社所有地になった契約の引き継ぎになります。耕作者との契約が切れても所有者と公社の契約は続いているため所有者との再度の契約は不要となるため今回の計画案では左端の所有者欄は空欄となっております。その右隣に、貸借対象の農地の地番・地目・面積などの情報が記載されております。</p> <p>以上第3号議案になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。
推進委員 松久3番	賃借料10アール当たり4,000円というのは定着してきたのか。
事務局	中間管理の相談があった際に推奨料金は田んぼ10アール当たり4,000円と説明しています。賃借料はあくまでも貸主借主で決めるものですが、多くの方が4,000円としているので定着してきていると考えています。
議 長	他に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。 意見がないようですから、次に移ります。 次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。
1番委員	賃借料には水利費は含まれるのか。
事務局	水利費は耕作者負担として設定した推奨料金となります。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。 質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画

	<p>(案)に係る意見について、「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、意見なしと決定します。</p> <p>案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>閉会を会長代理、お願いいたします。</p>
会長代理	<p>以上をもちまして、第1回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年1月26日

議 長 松本 隋貴

署名委員 清水 芳明

署名委員 榎 岸 利成